

石油連盟「軽油引取税脱税防止ガイドライン」

平成 16 年 12 月

1 . ガイドラインの対象範囲

ガイドラインの対象事業者については、石油連盟加盟の石油精製・元売会社(以下、「石油精製会社等」と言う。)とする。

2 . 石油精製会社等の具体的対策

(1) 灯油・A重油・潤滑油(以下、「灯油等」と言う。)を出荷・販売する際の対応について

『倉渡し取引』で出荷・販売する際の対応について

製油所および油槽所から灯油等を『倉渡し取引』で出荷・販売する際には、物流上の納入先等の確認をすること

【説明】

- (ア)取引 1 件毎に取引先もしくはタンカー・ローリー等の運転者に対して物流上の納入先の事業者(所)名および住所を確認し、記録する
- (イ)また、運送会社名および車両番号についても確認し、記録する
- (ウ)他社名義の取引(バーター等)については相手先(バーター先など)が上記の確認をする

荷渡し条件について、上記 においてある物流上の納入先等の確認ができず、灯油等が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合の対応について

物流上の納入先等の確認ができず、灯油等が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、製油所および油槽所から灯油等を出荷・販売する際の荷渡し条件については、『持ち届け取引』とすることが望ましい

【説明】

- (ア)物流上の納入先等の確認ができず、灯油等が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、自社名義の取引については『倉渡し取引』を『持ち届け取引』とすることが望ましい
- (イ)物流上の納入先等の確認ができず、灯油等が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、他社名義の取引(バーター等)については相手先(バーター先など)が『倉渡し取引』を『持ち届け取引』とすることが望ましい

(2) 灯油等の『倉渡し取引』の際の納入先等に係る都道府県への情報提供について

『倉渡し取引』の物流上の納入先に係る情報(事業者(所)名等)については、社内で適切に管理し、必要に応じて都道府県からの依頼に対し提供すること

【説明】

(ア)上記に沿って灯油等の『倉渡し取引』にあたっては、取引1件毎に、商流上の取引先、物流上の納入先、これらに係る事業者(所)名と住所等の所在地、運送会社および車両番号を確認・記録する

(イ)この記録された情報に関して、軽油引取税の脱税防止等の観点から、都道府県から提供依頼があった際には、速やかに応じる

(3) 石油販売業者への並級潤滑油の販売する際の対応について

石油販売業者に対して並級潤滑油を販売する際には、用途確認をすること、また、『倉渡し取引』で物流上の納入先等の確認ができず、並級潤滑油が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、荷渡し条件を『持ち届け取引』とすることが望ましい

【説明】

(ア)並級潤滑油のうち、比較的安価なスピンドル油等を石油販売業者に対して販売する際には、販売先および用途確認を行う

(イ)また、『倉渡し取引』で物流上の納入先等の確認ができず、並級潤滑油が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、『持ち届け取引』とすることが望ましい

(4) ホワイトA重油を出荷・販売する際の荷渡し条件について

製油所および油槽所からホワイトA重油を出荷・販売する際の荷渡し条件については、『倉渡し取引』で物流上の納入先等の確認ができず、ホワイトA重油が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、『持ち届け取引』とすることが望ましいなど

【説明】

(ア)一部に不正軽油の原材料に使用しているとされる脱色されたA重油(通称、「ホワイトA重油」)を『倉渡し取引』で出荷・販売する際には、物流上の納入先等の確認をする

(イ)また、ホワイトA重油については緊急的問題であり、物流上の納入先等の確認ができず、ホワイトA重油が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、『持ち届け取引』が望ましい

(ウ)さらに、『倉渡し取引』の場合は、取引1件毎に 商流上の取引先、 物流上の納入先、 これらに係る事業者(所)名と住所等の所在地、 運送会社および車両番号を確認・記録し、これらの情報に関して、軽油引取税の脱税防止等の観点から、都道府県から提供依頼があった際には、速やかに提供する

(5) 特約業者との軽油供給販売契約等(特約店契約)の終了に関する届出について

軽油販売に関して特約店契約が終了・停止した場合については、速やかに事業所所在地の都道府県知事にその旨の届出を行うこと

【説明】

(ア)元売業者は特約業者等と軽油の供給を行う販売契約が終了したときは都道府県知事を経由して総務大臣に届け出ることが規定されている。(地方税法第700条の22の4第2項)

(6) 新規または大量に特約業者から軽油の出荷依頼があった場合の対応について

新規または大量に特約業者から軽油の出荷依頼があった場合には、当該業者への販売先の確認、『倉渡し取引』で物流上の納入先等の確認ができず、脱税のおそれがある場合は、『持ち届け取引』とすることが望ましいなど

【説明】

(ア)系列内か系列外かを問わず、通常は数百kl程度/月の販売力しかないと思われる特約業者から、新規に1,000kl以上/月の出荷要請や引き合い等があった場合には、以下のような対応を行うこと

特約業者の販売先に関する確認(用途確認を含む)

『倉渡し取引』で物流上の納入先等の確認ができず、脱税のおそれがある場合は、『持ち届け取引』とすることが望ましい

(イ)当該事業者の取引実績等に関して、軽油引取税の脱税防止等の観点から、都道府県から情報提供の依頼があった際には、速やかに応じる

3. おわりに

ガイドラインに盛り込まれたそれぞれの具体的対策については、石油精製会社等に対してこの遵守を強制するものではなく、石油精製会社等それぞれが自主的に取り組みを進めていくべきことであることは言うまでもない。

しかしながら、国民生活・国民経済にとって必要不可欠な重要物資である軽油を供給する事業者の社会的責務として、このような不正行為を撲滅すべく、その対策に積極的に取り組むことが期待されている。

以上